

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

国の行政機関及び独立行政法人等に関する情報公開制度を充実した内容のものとするため、開示情報の拡大、開示決定等の期限の短縮、内閣総理大臣による同意及び措置要求制度の導入、事後救済制度の強化等の措置を講ずる。

1 骨子

(1) 国民の知る権利の保障の観点の明示

- ・ 情報公開制度が国民の知る権利を保障する観点から定められたものであることを明示する（行政機関情報公開法及び独法等情報公開法。（4）及び（6）を除き、以下同じ。）。

(2) 開示情報の拡大

- ・ 不開示情報規定及び部分開示規定を見直し、開示情報を拡大する。
(例) 不開示情報から、「公にしないとの条件で任意に提供された」法人情報、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある」審議情報等を削除する。

(3) 開示決定等の期限の短縮等

- ・ 開示請求から開示決定等（開示又は不開示の決定）までの期限を「30日」から「行政機関の休日を除き14日」に短縮する。
- ・ 開示請求手数料を原則として廃止する。

(4) 内閣総理大臣による同意及び措置要求制度の導入

- ・ 情報公開・個人情報保護審査会への諮問をした行政機関の長が不服申立てに対する裁決・決定をするときは、内閣総理大臣の同意を得なければならないこととし、内閣総理大臣は、答申に沿った裁決・決定、公益上の理由による裁量的開示等の措置を求めることができる制度を導入する（行政機関情報公開法）。

(5) 事後救済制度の強化

- ・ 裁判所が、行政機関の長等に対し、対象文書に記録されている情報の内容、開示決定等の根拠条項、その該当理由等を分類又は整理した資料（いわゆるウォーン・インデックス）の作成及び提出を求める手続を導入する。
- ・ 裁判所が、原告側の同意を得て、非公開の期日において、当事者を立ち会わせずに対象文書について証拠調べを行う、いわゆるインカメラ審理手続を導入する。

(6) 情報公開制度関係事務の移管

- ・ 行政機関情報公開法及び独法等情報公開法に係る事務を、総務省から内閣府に移管する（内閣府設置法及び総務省設置法）。

2 留意事項

- (1) 施行期日：法の公布から2年以内で政令で定める日
- (2) 非予算関連法案である。
- (3) 閣議決定希望時期：3月4日（金）

改正案

公文書等の管理に関する法律による改正後

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 行政文書の開示（第三条—第十七条）
- 第三章 不服申立て（第十八条—第二十一条）
- 第四章 訴訟（第二十二条—第二十四条）
- 第五章 情報提供（第二十五条）
- 第六章 補則（第二十六条—第三十一条）
- 附則

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 行政文書の開示（第三条—第十七条）
- 第三章 不服申立て等（第十八条—第二十一条）
- 第四章 補則（第二十二条—第二十六条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民主権の理念にのつとり、行政文書の開示を請求する権利及び行政機関の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって国民の知る権利を保障し、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようになるとともに、国民による行政の監視及び国民の行政への参加並びに公正で透明性の高い民主的な行政の推進に資することを目的とする。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民主権の理念にのつとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようになるとともに、国民の理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

第二章 行政文書の開示

第二章 （同上）

(行政文書の開示義務)

第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第二百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並び

(行政文書の開示義務)

第五条 （同上）

一 （同上）

イ （同上）

ロ （同上）

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第二百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並び

に地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該氏名を公にすることにより、当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれその他当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分）

二 当該個人が行政機関に置かれた審議会その他の合議制の機関又は行政機関において開催された専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合において意見の表明又は説明を行つた場合において、当該情報が当該意見表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分（当該氏名を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分）

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

（新規）

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公に掲げるものの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

に地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(削除)

(削除)

三 公にすることにより、國の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき十分な理由がある情報

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき十分な理由がある情報

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与える若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 (略)

(部分開示)

第六条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 公にすることにより、國の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与える若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 (略)

(部分開示)

第六条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示

情報が記録されているときは、開示請求者に対し、不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該不開示情報が記録されている部分を区分して除くことが困難であるときは、この限りでない。

2 (略)

(開示請求に対する措置)

第九条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 (同上)

(開示請求に対する措置)

第九条 (同上)

2 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 前二項の通知（開示請求に係る行政文書の全部を開示するときを除く。）には、当該決定の根拠となるこの法律の条項及び当該条項に該当すると判断した理由（第五条各号に該当することを当該決定の根拠とする場合にあつては不開示情報が記録されている部分ごとに当該決定の根拠となる条項及び同条各号に該当すると判断した理由、開示請求に係る行政文書を保有していないことを当該決定の根拠とする場合にあつては当該行政文書の作成又は取得及び廃棄の有無その他の行政文書の保有の有無に関する理由）

情報が記録されている場合において、不開示情報が記録される部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に對し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(新規)

をできる限り具体的に記載しなければならない。

(開示決定等の期限)

第十条 前条第一項及び第二項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があつた日から十四日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）以内にしなければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求者は、行政機関の長が第一項に規定する期間（その期間が前項の規定により延長された場合にあつては、延長後の期間）内に開示決定等をしないときは、次条第一項の規定による通知を受けた場合を除き、行政機関の長が開示請求に係る行政文書について前条第二項の決定をしたものとみなすことができる。

4 行政機関の長は、前項の規定により開示請求に係る行政文書について前条第二項の決定をしたものとみなすことができる場合においては、開示請求者に対し、遅滞なく、その旨及び当該開示請求に係る事務の処理状況を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

(開示決定等の期限)

第十条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 (同上)

(新規)

(開示決定等の期限の特例)

第十一條 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から前条第一項に規定する期間に三十日を加えた期間内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同項及び同条第二項の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については第十六条第五項の規定による予納があつた後相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、第十条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この項を適用する旨及びその理由

二 残りの行政文書について第十六条第五項の規定による予納があつた日から開示決定等までに要すると認められる期間

2 前項の規定により行政機関の長が開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合における第九条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「その旨及び」にあるのは「その旨及び第十六条第五項に規定する見込額その他」と、同条第二項中「その旨」とあるのは「その旨及び第十六条第五項に規定する見込額」とする。

3 開示請求者は、行政機関の長が第一項第二号の期間（同号の期間が一年以内の政令で定める期間より長い場合は、第十六条第五項の規定による予納があつた日から当該政令で定める期間）内に開示決定等をしないときは、行政機関の長が第一項に規定する残りの行政文書（同条第五項及び第六項において単に「残

第十一條 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 本条を適用する旨及びその理由

二 残りの行政文書について開示決定等をする期限

（新規）

（新規）

りの行政文書」という。)について第九条第二項の決定をしたものとみなすことができる。この場合においては、前条第四項の規定を準用する。

(独立行政法人等への事案の移送)

第十二条の二 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が独立行政法人等により作成されたものであるときその他独立行政法人等

において独立行政法人等情報公開法第十条第一項に規定する開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該独立行政法人等と協議の上、当該独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、行政文書を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等情報公開法第二条第二項に規定する法人文書と、開示請求を移送を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等情報公開法第四条第一項に規定する開示請求とみなして、独立行政法人等情報公開法(第十七条第一項を除く。)の規定を適用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第十条第一項中「第四条第二項」とあるのは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十一条)第四条第二項」とする。

(独立行政法人等への事案の移送)
第十二条の二 (同上)

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、行政文書を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等情報公開法第二条第二項に規定する法人文書と、開示請求を移送を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等情報公開法第四条第一項に規定する開示請求とみなして、独立行政法人等情報公開法第十条第一項中「第四条第二項」とあるのは「行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十一条)第四条第二項」と、独立行政法人等情報公開法第十七条第一項中「開示請求をする者又は法人文書」とあるのは「法人文書」と、「により、それぞれ」とあるのは「により」と、「開示請求に係る手数料又は開示」とあるのは「開示」とする。

3 (略)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十三条 (略)

2 (略)

3 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第十八条第一項及び第十九条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第十四条 (略)

2 開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出（以下この項及び第十六条第八項において単に「申出」という。）は、第九条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

3 (略)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十三条 (略)

2 (略)

3 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第十八条及び第十九条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第十四条 (略)

(同上)

3 前項の規定による申出は、第九条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

は、この限りでない。

4 (略)

(手数料)

第十六条 次の各号に掲げる場合において、当該各号の開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料を納めなければならない。

一 会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第一号に規定する会社、同条第二号に規定する外国会社その他これらに類するものとして政令で定める法人（放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関であるものを除く。次号において「会社等」という。）又はその代理人が開示請求をする場合

二 会社等の従業員が当該会社等の事業として又は当該事業のために開示請求をする場合

三 行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の開示の実施に係る手数料（以下この条において「開示実施手数料」という。）を納めなければならない。

3 開示実施手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

4 行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

5 第十一条第一項の規定により行政機関の長が開示請求に係る行

4 (略)

(手数料)

第十六条 開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

（新規）

（新規）

2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

3 行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の手数料を減額し、又は免除することができる。

（新規）

政文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合には、開示請求者は、政令で定めるところにより、当該開示決定等に係る第九条第一項又は第二項に規定する通知があつた日から三十日内に、残りの行政文書の全部を開示するとした場合の開示実施手数料の額の範囲内で政令で定める額（以下この条において「見込額」という。）を予納しなければならない。

6 前項の規定により見込額を予納した者は、当該見込額が残りの行政文書について納付すべき開示実施手数料の額（次項において「要納付額」という。）に足りないときは、政令で定めるところにより、その不足額を納めなければならない。

7 第五項の規定により予納した見込額が要納付額を超える場合は、その超える額について、政令で定めるところにより、還付する。

8 開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、第十四条第三項に規定する期間内に申出をしない場合において、行政機関の長が当該期間を経過した日から三十日以内に申出をすべき旨を催告しても、正当な理由なくこれに応じないときは、当該行政文書の全部を開示するとした場合の開示実施手数料の額の範囲内で政令で定める額を納めなければならない。

（新規）

第三章 不服申立て等

（審査会への諮問）

第十八条 開示決定等について行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てがあつたときは、当該不服申立て

第十八 条（同上）

（審査会への諮問）

に対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長が会計検査院の長である場合にあつては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。

- 一 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- 二 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号、第二十条及び第二十一条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

- 2) 前項の規定により諮問をした行政機関の長は、当該諮問に係る不服申立てがあつた日から当該諮問をした日までの期間（行政不服審査法第二十一条（同法第四十八条において準用する場合を含む。）の規定により補正を命じた場合には、当該補正に要した期間は、算入しない。以下この項において「諮問までの期間」という。）が九十日を超えた場合には、第二十七条第一項の報告において、諮問までの期間及び諮問までの期間が九十日を超えた理由を記載しなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第十九条 前条第一項の規定により諮問をした行政機関の長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一～三 （略）

一 (同上)

- 二 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（新規）

第十九条 前条の規定により諮問をした行政機関の長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一～三 （略）

（諮問をした旨の通知）

第十九条 前条の規定により諮問をした行政機関の長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

次に掲げ

(内閣総理大臣による同意及び措置要求)

第二十一条 第十八条第一項の規定により諮詢をした行政機関（会計検査院を除く。以下この条及び第二十八条において同じ。）の長は、当該諮詢に係る不服申立てに対する裁決又は決定をしようとするときは、当該不服申立てに係る開示決定等を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするときを除き、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 2 前項の場合において、内閣総理大臣は、当該諮詢に係る不服申立てに係る開示決定等を取消し、又は変更するとき、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするときを除き、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 3 第一項の場合において、内閣総理大臣が同意をしないときは、内閣総理大臣は、行政機関の長に対し、当該諮詢に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申の内容及び第七条の規定の趣旨を考慮して、同意をするかどうかを判断するものとする。

(訴訟の移送の特例)

第二十一条 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等の取消しを求める訴訟又は開示決定等に係る不服申立てに対する裁決若しくは決定の取消しを求める訴訟（次項及び附則第二項において「情報公開訴訟」という。）が提起された場合においては、同法第十二条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の行政文書に係る開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟（同法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。）が係属しているときは、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同法第十二条第一項から第二項までに定める裁判所に移送することができる。

2 前項の規定は、行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟で情報公開訴訟以外のものが提起された場合について準用する。

（新規）

」ができる。

- 4 行政機関の長は、前項の要求があつたときは、その要求に沿う
ように適当な措置をとるものとする。

第四章 訴訟

(新規)

(管轄及び移送の特例)

第二十二条 開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。第三十条において同じ。）（以下「情報公開訴訟」という。）は、同法第十二条第一項から第四項までに定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所（次項において「特定地方裁判所」という。）にも、提起することができる。

2) 前項の規定により特定地方裁判所に情報公開訴訟が提起された場合又は行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に情報公開訴訟が提起された場合には、同条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の行政文書に係る情報公開訴訟が係属しているときは、当該特定地方裁判所又は当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができます。

(説明処分の特例)

第二十三条 情報公開訴訟においては、裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、必要があると認めるときは、当該情報公開訴訟に係る開示決定等をした行政機関の長に対し、当該開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容、第九条第三項の規定により記載しなければならないとされる事項その他の必要と認める事項を裁判所の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し及び提出するよう求める処分をすることができる。

【P】(口頭弁論の期日外における行政文書の証拠調べ)

（新規）

第二十四条 情報公開訴訟においては、裁判所は、事案の内容、審理の状況、前条に規定する資料の提出の有無及び当該資料の記載内容その他の事情を考慮し、特に必要があると認めるときは、申立てにより、原告の同意を得て、口頭弁論の期日外において、当事者を立ち会わせないで、当該情報公開訴訟に係る行政文書を目的とする文書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百三十一条に規定する物件を含む。）の証拠調べ又は検証をすることができる。

2) 裁判所が前項の証拠調べをする旨の決定をしたときは、当該行政文書を保有する行政機関の長は、当該行政文書を裁判所に提出し、又は提示しなければならない。この場合においては、何人もその提出され、又は提示された行政文書の開示を求めることができない。

3) 第一項の規定にかかわらず、裁判所は、相当と認めるときは、

被告を第一項の証拠調べに立ち会わせることができる。

- 4) 裁判所は、第一項の証拠調べが終わつた後、必要があると認めるときは、当該行政文書を保有する行政機関の長に再度その提示をさせることができること。

第五章 情報提供

第二十五条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政機関の保有する次に掲げる情報であつて政令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を適時に、国民に分かりやすい形で、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

- 一 当該行政機関の組織及び業務に関する基礎的な情報
 - 二 当該行政機関の所掌に係る制度に関する基礎的な情報
 - 三 当該行政機関の所掌に係る経費及び収入の予算及び決算に関する情報
 - 四 当該行政機関の組織及び業務並びに当該行政機関の所掌に係る制度についての評価並びに当該行政機関の所掌に係る経費及び収入の決算の検査に関する情報
 - 五 当該行政機関の所管に係る次に掲げる法人に関する基礎的な情報
- イ 独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）その他の特別の法律により設立された法人のうち、政令で定めるもの
- ロ 当該行政機関の長が法律の規定に基づく試験、検査、検定

（新規）

登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる法人を指定した場合におけるその指定を受けた法人のうち、政令で定めるもの。

ハ イ又は口に類するものとして政令で定める法人

2 行政機関の長は、同一の行政文書について二以上の者から開示請求があり、その全ての開示請求に対し当該行政文書の全部を開示する旨の決定をした場合であつて、当該行政文書について更に他の者から開示請求があると見込まれるときは、当該行政文書を適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するよう努めるものとする。

3 前二項の規定によるもののほか、政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

第六章 補則

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第二十六条 (略)

2 内閣総理大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

(施行状況の報告等)

第二十七条 行政機関の長は、この法律の施行の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公

第四章 補則

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第二十二条 (略)

2 総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

(施行の状況の公表)

第二十三条 総務大臣は、行政機関の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公

(第十八条第二項に規定する九十日を超えた場合における報告について、諮問ごとに、同項の規定により記載しなければならないとされる事項)を公表しなければならない。

表するものとする。

(内閣総理大臣の勧告)

第二十八条 内閣総理大臣は、この法律を実施するため特に必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、情報の公開について改善すべき旨の勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

(削除)

第二十四条 政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

(地方公共団体の情報公開)

第二十九条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのつとり、情報公開条例(地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該地方公共団体の条例をいう。次条において同じ。)の制定その他のその保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

(新規)

(行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実)

第二十五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのつとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

(情報公開訴訟に関する規定の準用)

第三十条 第二十三条及び第二十四条の規定は、情報公開条例の規定による開示決定等に相当する处分又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟の手続について準用する。

(政令への委任)

第三十一条

(略)

(政令への委任)

第二十六条

(略)

改正案

公文書等の管理に関する法律による改正後

目次

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 法人文書の開示（第三条—第十七条）
第三章 異議申立て（第十八条—第二十条）
第四章 訴訟（第二十一条—第二十三条）
第五章 情報提供（第二十四条）
第六章 補則（第二十五条—第二十七条）
附則

目次

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 法人文書の開示（第三条—第十七条）
第三章 異議申立て等（第十八条—第二十一条）
第四章 情報提供（第二十二条）
第五章 補則（第二十三条—第二十五条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民主権の理念にのつとり、法人文書の開示を請求する権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もつて国民の知る権利を保障し、独立行政法人等の有するその諸活動を國民に説明する責務が全うされるようすることを目的とする。

第一章 （同上）

（目的）

第一条 この法律は、国民主権の理念にのつとり、法人文書の開示を請求する権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もつて独立行政法人等の有するその諸活動を國民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

第二章 法人文書の開示

第二章 （同上）

(法人文書の開示義務)

第五条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情

(法人文書の開示義務)
第五条 (同上)

一 (同上)

イ (同上)

ロ (同上)

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公

務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情

報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該氏名を公にすることにより、当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれその他当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分）

二

当該個人が独立行政法人等において開催された専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合において意見の表明又は説明を行つた場合において、当該情報が当該意見表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分（当該氏名を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分）

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

（削除）

（削除）

（新規）

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるものの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例

として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与えるおそれがあるもの

四 (略)

(部分開示)

第六条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されているときは、開示請求者に対し、不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該不開示情報が記録されている部分を区分して除外することが困難であるときは、この限りでない。

2 (略)

(開示請求に対する措置)

第九条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。

三 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与えるおそれは不利益を及ぼすおそれがあるもの

四 (略)

(部分開示)

第六条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 (略)

(開示請求に対する措置)

第九条 (同上)

2 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求

に係る法人文書を保有していないときを含む。）は、開示をしな

い旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3) 前二項の通知（開示請求に係る法人文書の全部を開示するとき

を除く。）には、当該決定の根拠となるこの法律の条項及び当該

条項に該当すると判断した理由（第五条各号に該当することを當

該決定の根拠とする場合にあっては不開示情報が記録されている

部分ごとに当該決定の根拠となる条項及び同条各号に該当すると

判断した理由、開示請求に係る法人文書を保有していないことを

当該決定の根拠とする場合にあっては当該法人文書の作成又は取

得及び廃棄の有無その他の法人文書の保有の有無に関する理由）

をできる限り具体的に記載しなければならない。

（開示決定等の期限）

第十条 前条第一項及び第二項の決定（以下「開示決定等」という

。）は、開示請求があつた日から十四日（独立行政法人等において定められた休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年

法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日に相当する日をいう。）の日数は、算入しない。）以内にしなければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該

正に要した日数は、当該期間に算入しない。

ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日

2 (同上)

(新規)

第十条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、

第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 (同上)

以内に限り延長することができる。この場合において、独立行政法人等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求者は、独立行政法人等が第一項に規定する期間（その

期間が前項の規定により延長された場合にあつては、延長後の期間）内に開示決定等をしないときは、次条第一項の規定による通知を受けた場合を除き、独立行政法人等が開示請求に係る法人文書について前条第二項の決定をしたものとみなすことができる。

4 独立行政法人等は、前項の規定により開示請求に係る法人文書について前条第二項の決定をしたものとみなすことができる場合においては、開示請求者に対し、遅滞なく、その旨及び当該開示請求に係る事務の処理状況を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第十一條 開示請求に係る法人文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から前条第一項に規定する期間に三十日を加えた期間内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同項及び同条第二項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決済文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの法人文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、独立行政法人等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（新規）

（開示決定等の期限の特例）

第十一條 開示請求に係る法人文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの法人文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、独立行政法人等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

ならない。

一 この項を適用する旨及びその理由

二 残りの法人文書について第十七条第五項の規定による予納があつた日から開示決定等までに要すると認められる期間

2| 前項の規定により独立行政法人等が開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合における第九条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「その旨及び」とあるのは「その旨及び第十七条第五項に規定する見込額その他」と、同条第二項中「その旨」とあるのは「その旨及び第十七条第五項に規定する見込額」とする。

3| 開示請求者は、独立行政法人等が第一項第二号の期間（同号の期間が一年以内の政令で定める期間より長い場合には、第十七条第五項の規定による予納があつた日から当該政令で定める期間）内に開示決定等をしないときは、独立行政法人等が第一項に規定する残りの法人文書（同条第五項及び第六項において単に「残りの法人文書」という。）について第九条第二項の決定をしたものとみなすことができる。この場合においては、前条第四項の規定を準用する。

（新規）

（行政機関の長への事案の移送）

第十三条 独立行政法人等は、次に掲げる場合には、行政機関の長

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「行政機関情報公開法」という。）第三条に規定する行政機関の長をいう。以下この条において同じ。）と協議の上、当該行政機関の長に対し、事案を移送することができる。

第十三条（同上）

（行政機関の長への事案の移送）

一 本条を適用する旨及びその理由

二 残りの法人文書について開示決定等をする期限

（新規）

この場合においては、移送をした独立行政法人等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

一四 (略)

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、法人文書を移送を受けた行政機関が保有する行政機関情報公開法第二条第二項に規定する行政文書と、開示請求を移送を受けた行政機関の長に対する行政機関情報公開法第四条第一項に規定する開示請求とみなして、行政機関情報公開法（第十六条第一項を除く。）の規定を適用する。この場合において、行政機関情報公開法第十条第一項中「第四条第二項」とあるのは、「独立行政法人等情報公開法第四条第二項」とする。

3 (略)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十四条 (略)

2 (略)

3 独立行政法人等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えた第三者が当該法人文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならぬ。この場合において、独立行政法人等は、開示決定

一四 (略)

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、法人文書を移送を受けた行政機関が保有する行政機関情報公開法第二条第二項に規定する行政文書と、開示請求を移送を受けた行政機関の長に対する行政機関情報公開法第四条第一項に規定する開示請求とみなして、行政機関情報公開法の規定を適用する。この場合において、行政機関情報公開法第十条第一項中「第四条第二項」とあるのは、「独立行政法人等情報公開法第四条第二項」と「行政機関情報公開法第十六条第一項中「開示請求をする者又は行政文書」とあるのは「行政文書」と、「により、それぞれ」とあるのは「により」と、「開示請求に係る手数料又は開示」とあるのは「開示」とする。

3 (略)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十四条 (略)

2 (略)

3 独立行政法人等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えた第三者が当該法人文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならぬ。この場合において、独立行政法人等は、開示決定

後直ちに、当該意見書（第十八条第二項及び第十九条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第十五条 （略）

2 （略）

3 開示決定に基づき法人文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした独立行政法人等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出（以下この項及び第十七条第八項において単に「申出」といふ。）は、第九条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

5 （略）

（手数料）

第十七条 次の各号に掲げる場合において、当該各号の開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、開示請求に係る手数料を納めなければならない。

一 会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第一号に規定する会社、同条第二号に規定する外国会社その他これらに類する

後直ちに、当該意見書（第十八条及び第十九条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第十五条 （略）

2 （略）

3 （同上）

4 前項の規定による申出は、第九条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

5 （略）

（手数料）

第十七条 開示請求をする者又は法人文書の開示を受ける者は、独立行政法人等の定めるところにより、それぞれ、開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

（新規）

ものとして政令で定める法人（放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関であるものを除く。次号において「会社等」という。）又はその代理人が開示請求をする場合

二 会社等の従業員が当該会社等の事業として又は当該事業のために開示請求をする場合

2 法人文書の開示を受ける者は、独立行政法人等の定めるところ

により、開示の実施に係る手数料（以下この条において「開示実施手数料」という。）を納めなければならない。

3 前二項の手数料の額は、実費の範囲内において、行政機関情報公開法第十六条第一項及び第二項の手数料の額を参照して、独立行政法人等が定める。

4 独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるとときは、行政機関情報公開法第十六条第四項の規定に基づく政令の規定を参照して独立行政法人等の定めるところにより、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

5 第十一条第一項の規定により独立行政法人等が開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合には、

開示請求者は、独立行政法人等の定めるところにより、当該開示決定等に係る第九条第一項又は第二項に規定する通知があつた日から三十日以内に、残りの法人文書の全部を開示するとした場合の開示実施手数料の額の範囲内で独立行政法人等が定める額（以下この条において「見込額」という。）を予納しなければならない。

6 前項の規定により見込額を予納した者は、当該見込額が残りの法人文書について納付すべき開示実施手数料の額（次項において

（新規）

3 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、行政機関情報公開法第十六条第一項の手数料の額を参照して、独立行政法人等が定める。

3 独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるとときは、行政機関情報公開法第十六条第三項の規定に基づく政令の規定を参照して独立行政法人等の定めるところにより、第一項の手数料を減額し、又は免除することができる。

（新規）

「要納付額」という。)に足りないときは、独立行政法人等の定めるところにより、その不足額を納めなければならない。

7| 第五項の規定により予納した見込額が要納付額を超える場合は、その超える額について、独立行政法人等の定めるところにより、還付する。

(新規)

8| 開示決定に基づき法人文書の開示を受ける者は、第十五条第四

項に規定する期間内に申出をしない場合において、独立行政法人等が当該期間を経過した日から三十日以内に申出をすべき旨を催告しても、正当な理由なくこれに応じないときは、当該法人文書の全部を開示するとした場合の開示実施手数料の額の範囲内で独立行政法人等が定める額を納めなければならない。

(新規)

9| 見込額及び前項に規定する独立行政法人等が定める額は、行政機関情報公開法第十六条第五項に規定する見込額及び同条第八項に規定する政令で定める額を参照して定めるものとする。

10 独立行政法人等は、第一項から第八項までの規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

第三章 異議申立て

(異議申立て及び情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第十八条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、独立行政法人等に対し、行政不服審査法(昭和三十七年

法律第二百六十号)による異議申立てをすることができる。

2 開示決定等について異議申立てがあつたときは、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個

第三章 異議申立て等

(異議申立て及び情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第十八条 (同上)

2 (同上)

人情報保護審査会に諮問しなければならない。

一 異議申立てが不適法であり、却下するとき。

二 決定で、異議申立てに係る開示決定等（開示請求に係る法人

文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該異議申立てに係る法人文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

前項の規定により諮問をした独立行政法人等は、当該諮問に係る異議申立てがあつた日から当該諮問をした日までの期間（行政不服審査法第四十八条において準用する同法第二十一条の規定により補正を命じた場合にあつては、当該補正に要した期間は、算入しない。以下この項において「諮問までの期間」という。）が

九十日を超えた場合には、第二十六条第一項の報告において、諮問までの期間及び諮問までの期間が九十日を超えた理由を記載しなければならない。

（新規）

（訴訟の移送の特例）

（削除）

第二十一条 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第

十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等の取消しを求める訴訟又は開示決定等に係る異議申立てに対する決定の取消しを求める訴訟（次項及び附則第二条において「情報公開訴訟」という。）が提起された場合においては、同法第十二条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の法人文書に係る開示決定等又はこれに係る異議申立てに対する決定に係る抗告訴訟（同法第三条第一項に規定する

抗告訴訟をいう。次項において同じ。)が係属しているときは、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同法第十二条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

2) 前項の規定は、行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又はこれに係る異議申立てに対する決定に係る抗告訴訟で情報公開訴訟以外のものが提起された場合について準用する。

第四章 訴訟

(管轄及び移送の特例)

第二十一条 開示決定等又はこれに係る異議申立てに対する決定に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第二百三十九号）第二条第一項に規定する抗告訴訟をいう。）（以下「情報公開訴訟」という。）は、同法第十二条第一項から第四項までに定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所（次項において「特定地方裁判所」という。）にも、提起することができる。

2) 前項の規定により特定地方裁判所に情報公開訴訟が提起された場合又は行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に情報公開訴訟が提起された場合においては同条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若

(新規)

しへは類似の法人文書に係る情報公開訴訟が係属しているときは、当該特定地方裁判所又は当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

(証明処分の特例)

第二十二条 情報公開訴訟においては、裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、必要があると認めるときは、被告に対し、当該情報公開訴訟に係る法人文書に記録されている情報の内容、第九条第三項の規定により記載しなければならないとされる事項その他の必要と認める事項を裁判所の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、及び提出するよう求める処分をすることができる。

[P] (口頭弁論の期日外における法人文書の証拠調べ)

(新規)

第二十三条 情報公開訴訟においては、裁判所は、事案の内容、審理の状況、前条に規定する資料の提出の有無及び当該資料の記載内容その他の事情を考慮し、特に必要があると認めるときは、申立てにより、原告の同意を得て、口頭弁論の期日外において、当事者を立ち会わせないで、当該情報公開訴訟に係る法人文書を目的とする文書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百三十一条に規定する物件を含む。）の証拠調べ又は検証をすることができる。

できる。

- 2| 裁判所が前項の証拠調べをする旨の決定をしたときは、当該法人文書を保有する独立行政法人等の長は、当該法人文書を裁判所に提出し、又は提示しなければならない。この場合においては、何人も、その提出され、又は提示された法人文書の開示を求めることができない。

- 3| 第一項の規定にかかわらず、裁判所は、相当と認めるときは、被告を第一項の証拠調べに立ち会わせることができる。

- 4| 裁判所は、第一項の証拠調べが終わつた後、必要があると認めるとときは、当該法人文書を保有する独立行政法人等の長に再度その提示をさせることができることができる。

第五章 情報提供

第二十四条 独立行政法人等は、政令で定めるところにより、その保有する次に掲げる情報であつて政令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を作成し、適時に、かつ、国民が利用しつつ、国民が利用しやすい形で、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

一 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報

二 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報

三 当該独立行政法人等の出資又は拠出に係る法人その他の政令で定める法人に関する基礎的な情報

- 2| 独立行政法人等は、同一の法人文書について二以上の者から開

第四章 情報提供

第二十二条 独立行政法人等は、政令で定めるところにより、その保有する次に掲げる情報であつて政令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を作成し、適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

(新規)

示請求があり、その全ての開示請求に対し当該法人文書の全部を開示する旨の決定をした場合であつて、当該法人文書について更に他の者から開示請求があると見込まれるときは、当該法人文書を適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するよう努めるものとする。

3 前二項の規定によるもののほか、独立行政法人等は、その諸活動についての国民の理解を深めるため、その保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

第六章 補則

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第二十五条 (略)

2 内閣総理大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

(施行状況の報告等)

第二十六条 独立行政法人等は、この法律の施行の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。
2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要(第十八条第三項に規定する九十日を超えた場合における報告については、諮詢ごとに、同項の規定により記載しなければならないこととされる事項)を公表しなければならない。

(政令への委任)

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第二十三条 (略)

2 総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

(施行の状況の公表)

第二十四条 総務大臣は、独立行政法人等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。
2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(政令への委任)

第二十七條

(略)

第二十五條

(略)

御説明資料（警察庁）

1 個人に関する情報（5条1号ハ関係）

➤ すべての警察職員の氏名が開示されると、職員やその家族が嫌がらせや報復されるおそれがあり、治安維持に重大な支障を及ぼしかねない。

- 現行法は、公務員等の職務遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分について開示することとされており、申合せにより当該公務員等の氏名については原則として開示することとされている。
- 今回の改正案は、「行政透明化検討チームとりまとめ」（平成22年8月24日。以下同じ。）を踏まえ、申合せを法定化するものであり、公務員等の職務遂行に係る情報のうち、当該公務員等の氏名については原則開示することとなるが、当該氏名を公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合は、不開示としている。
- また、公務員等の職務遂行への支障については、4号（公共の安全等）等の支障のおそれと重畳的に適用される場合もあるが、そうでない場合もあることから本規定により、公務員等の氏名の開示の原則の例外を定めることにより個人の権利利益を保護しようとするものである。

2 法人等に関する情報（5条2号関係）

➤ 行政機関に対する開示請求に対して、他の規定によって不開示とすることのできる場合があるとしても、情報を行政機関に提供する企業等としては、情報が開示される可能性があるのではないかという不安が払拭されず、情報提供に慎重になることが懸念される。

- いわゆる任意提供情報については、従来から、行政機関と法人等の合意による「情報隠し」等への濫用が懸念されていた。また、行政機関の運用において、「当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」が必要以上に広く解される傾向が見られた。

情報公開・個人情報保護審査会の答申においては、不開示理由として2号イ及びロを同時に諮問庁が主張する場合、2号イの適用について優先して判断している。また、実際上、公にしないとの条件に合理性が認められる情報は、それを公にすることにより当該法人等の「正当な利益を害するおそれ」（2号イ）があるものとして、あるいは当該情報を収集した国の機関等の「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（6号）があるものとして、不開示情報に該当すると判断される場合が多い。

- 以上のことから、今回の改正案は、「行政透明化検討チームとりまとめ」を踏まえ、任意提供情報の規定を削除するものであるが、行政機関に提供された法人等情報であって保護されるべきものは、2号イや6号により引き続き不開示となると考える。

<参考>

- 2号口に該当する旨の諮問庁の主張に対し、2号口の該当性を否定した答申
- ・航空機衝突防止装置の作動時に提出する報告書（RAレポート）の不開示決定に関する件（平成16年3月29日・平成15年度（行情）724号）
 - ・茨木労働基準監督署に提出された再発防止対策書の不開示決定に関する件（平成15年2月28日・平成14年度（行情）483号）
 - ・里道等（高知県高知市所在）の払い下げに関する文書の一部開示決定に関する件（平成15年2月28日・平成14年度（行情）480号）
 - ・羽田空港の保安担当者会議に関する文書の不開示決定に関する件（平成13年12月12日・平成13年度（行情）66号）
- 2号イ及びロに該当する旨の諮問庁の主張に対し、イに該当すると認められるので、口について判断するまでもないとした答申
- ・「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（中間まとめ）」に関する資料等の一部開示決定に関する件（平成22年3月30日・平成21年度（行情）640号）
 - ・「対イラン原子力協力」等の一部開示決定に関する件（平成22年3月30日・平成21年度（行情）638号）
 - ・第11回金融再生委員会提出資料の一部開示決定に関する件（平成16年7月21日・平成16年度（行情）149号）
- 2号口及び6号に該当する旨の諮問庁の主張に対し、6号に該当すると認められるので、2号口について判断するまでもないとした答申
- ・「朝鮮半島出身の旧民間徴用者の遺骨について」等に対する各都道府県等からの回答書の不開示決定に関する件（平成22年9月22日・平成22年度（行情）244号）
 - ・特定労働基準監督署における内部告発情報漏えい事案に関する調査結果の不開示決定に関する件（平成22年1月19日・平成21年度（行情）465号）

3 国の安全、公共の安全等に関する情報（5条3号、4号関係）

➤ 国家安全情報や公共安全情報は、情報保全の必要性が高く他の不開示情報と異なる配慮が求められることや、開示・不開示の判断に専門的な知識、経験等が必要とされることのほか、裁判等における立証上の問題もある。公共安全情報については、不開示と判断した根拠となる事実を明らかにすることができない場合があり、こうしたケースでは、法改正によって、裁判で行政機関の長の判断の「相当な理由」ではなく、「おそれ」そのものを個別的・具体的に立証することが求められることになると、立証が不可能又は大変困難な場合が出てくることが予想されることなどから、現行規定を維持すべきと考える。

- 「行政透明化検討チームとりまとめ」では、「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」とあるのを、それらの「おそれがある情報」と改める、あるいは「相当の理由」とあるのを、「十分な理由」に厳格化する、などの改正を行う」と両論併記されている。
- 今回の改正案は、国の安全や公共の安全等に関する情報についての開示・不開示の判断には、行政機関による高度の政策的又は専門的・技術的判断を要することを考慮して、「おそれ」について行政機関の第一次的判断を尊重する規定を維持する一方で、3号及び4号が、行政機関の長の裁量判断を尊重するのにふさわしいものに限定して適用されるようにするとともに、司法審査において、行政機関がその判断について十分な立証を行うことを確保できるよう、現行の「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」を、「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき十分な理由がある情報」に改め、その要件を厳格化するものである。

4 開示決定等の期限・特例（10条、11条関係）

- 14日の開示決定期間では対応できないケースも多い。（土日祝日を除き 14日以内となっても同じ）
- 大量請求の場合、約 170 日（約 20 日+30 日+120 日）でも作業が終わらない場合がある。

- 今回の改正案は、行政機関においてより迅速に開示決定等が行われるようにするため、「行政透明化検討チームとりまとめ」を踏まえ、開示決定等の期限を開示請求があった日から行政機関の休日を除き 14 日以内とすることとしている。
(10条1項)
- なお、当該期間での処理が困難である場合の措置として、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、当該期間を 30 日以内に限り延長することができるとしてし（10条2項）、また、開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、当該延長期間内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、相当の期間内に開示決定等をすれば足りることとしており（11条1項）、これらの点は改正後も同様である。
- 一方で、期限を超過した段階や一定期間が経過した段階で不服申立て又は訴訟の提起を行うことを可能とするため、行政機関の長が期限や一定期間内に開示決定等をしない場合には、開示請求者は、行政機関の長が不開示決定をしたものとみなすことができることとしている。（10条3項、11条3項）

5 開示請求手数料（16条関係）

- 請求が有料か無料かの基準は、営利目的か否かではなく、現実は請求者の名義が法人名か個人名かということとなり、このような区別を行うことに合理性がなくなるばかりでなく、営利目的であっても個人名で開示請求することにより容易に手数料の支払いを免れることができるため、手数料を支払うのは正直な請求者だけということになりかねず、開示請求制度の公平性が損なわれることが懸念される。
- 当庁に対する開示請求で営利目的とみられるものは、全部開示となる定型的な請求が多く、開示請求対応において特段の負担とはなっていないことから、営利目的の請求を他の請求と区別する必要性があるのか疑問を感じる。

- 今回の改正案は、「行政透明化検討チームとりまとめ」を踏まえ、開示請求に係る国民の経済的負担を軽減し、開示請求権の行使をより容易にするため、開示請求手数料を原則として廃止するものである。
- 一方で、開示請求に係る対象文書の内容をみると、いわゆる商業的請求がその多くを占めているものと推測される状況にあり、そのような場合にもすべて開示請求手数料を徴収しないこととすることは、受益者負担の観点から適当でないことから、商業的請求に該当する場合は、引き続き開示請求手数料を徴収することとしている。
- 商業的請求に該当する場合としては、①会社法上の会社・外国会社その他これらに類するものとして政令で定める法人（報道機関を除く。）又はその代理人が開示請求をする場合、②会社等の従業員が当該会社等の事業として又は当該事業のために開示請求をする場合を規定し、これらに該当する場合の開示請求は、これら以外の場合（開示請求手数料を徴収しない場合）とは異なる様式の開示請求書（開示請求手数料に係る収入印紙を貼付する欄があるものなど）によることとすることにより、これらに該当する場合であることを行政機関が確認できるようにすることを想定している。その施行に当たっては、適正な開示請求がなされるよう改正点について十分な周知を行っていく必要があると考えている。

6 濫用的請求

- 開示請求手数料の無料化等により、濫用的開示請求の増加が懸念される。
- 国民の理解を得て、濫用的請求が少なくなるようにするために、ガイドラインで濫用的請求への対応要領を定めるだけでなく、情報公開法に「開示を請求する権利を濫用してはならない」旨明記することを検討する必要があると考える。

- 濫用的な開示請求に対処するための規定を明記することについて検討したが、法制局審査の過程で、民法上の一般法理の適用がある中で、本法に特別の規定を

置くことは法技術上困難であるとされたため、濫用的請求については、引き続き、権利濫用に関する一般法理により対応することとしたところ。

- 一方で、今回の法改正の施行に向けて、濫用的な開示請求に対処するためのガイドラインを作成し、各行政機関において円滑な対応が図られるよう万全を期していく所存である。
- なお、大量請求として開示決定等期限の特例を適用する場合に見込額を予納させる手続（16条5項）及び開示実施方法等申出書が提出されない場合に一定額を納付させる手續（16条8項）は、開示請求を受けた行政機関が各種事務等に係るコストを投入して開示決定をしたにもかかわらず、開示請求者が開示の実施を申し出ないといった濫用的とも言える開示請求に対する抑止効果があるものと考える。

7 審理の特例

- インカメラ審理のため、公安情報等の高度な機密情報を裁判所に持ち込むことになるため、情報保全のための規定の整備が不可欠である。
- 不開示情報の中には内容の理解が困難なものもあることから、行政機関側に直接、裁判官に対して説明する機会が与えられる必要がある。

- 裁判官の守秘義務については、官吏服務紀律（明治20年勅令第39号）4条1項において規定されており、同義務に違反して秘密を漏えいした場合、職務上の義務違反として弾劾事由（裁判官弾劾法2条1項）、ないし懲戒事由（裁判所法49条）に該当し得るものと考えられる。
- 裁判所は、現行においても、裁判において、私生活の重大な秘密や営業秘密等重要な事項を扱うことが想定されており、また、民事訴訟法221条に基づきなされる文書提出命令の申立てに係る文書について、文書提出義務の例外とされる公務員の職務上の秘密に関する文書（同法220条4号口）の該当性を判断するために当該文書の提示をさせることができる（同法223条6項）こととされているが、これらに関し、裁判官の守秘義務など特別の規定は置かれていない。
- また、例えば大量の行政文書が対象になっている場合など、被告（国）の協力を得ることが証拠調べを円滑に実施するために有益であることがあると考えられることから、当事者の立会権の制限（24条1項）の例外として、裁判所は、相当と認めるときは、被告（国）を証拠調べに立ち会わせることができる旨の規定（24条3項）を置く予定である。

平成22年8月24日

行政透明化検討チームとりまとめ

行政透明化検討チームは、行政の透明性のあり方を検討し、国の情報公開制度のあり方について抜本的な見直しを図るため、6回の会合及びワーキング・グループを開催し、議論を行った。より公正で、効率的な行政を実現するとともに、国民の政府への信頼性を回復するためにも、まずは行政の活動を透明化することが必要であるとの考え方に基づき、オープンガバメントの実現に向けて、さらなる情報の公開が 국민に保障される制度が導入されるよう、以下のとおりとりまとめる。

(注) この書面における用語は、以下による。

「行政機関情報公開法」行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）

「独立行政法人等情報公開法」独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）

「公文書管理法」公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）

「内閣府設置法」内閣府設置法（平成11年法律第89号）

「総務省設置法」総務省設置法（平成11年法律第91号）

第1 目的の改正（行政機関情報公開法第1条、独立行政法人等情報公開法第1条）

法律の目的において、「説明責務」の視点を維持しつつ、「国民の知る権利」の保障の観点を明示する。

加えて、行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法が、行政の透明性を向上させ、行政に対する国民の監視と参加に資するものである趣旨を盛り込む。

国民が行政文書及び法人文書の開示を請求する権利は、健全な民主主義の根幹を支える極めて重要な権利であることにかんがみ、当該権利が憲法上の権利である「国民の知る権利」を具体化するものであることを、法的に明示する。なお、現行法上、目的規定に記載されている政府の「説明責務」の観点は、これを維持する。

また、政府に対する、主権者たる国民による民主的支配は、行政上の意思決定の内容と過程が国民にとって明らかであること、すなわち行政運営の透明性が確保されることによって得られるものであり、行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法は、かかる行政運営の透明性を向上させるうえで、極めて重要な制度である。国民は、行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法を通じて行政運営過程を監視し、民主政治の過程を通じてこれに参加することができる。

そこで、このような情報公開法の意義を明らかにするため、行政機関情報公開法

及び独立行政法人等情報公開法が行政の透明性を向上させ、行政に対する国民の監視と参加に資する制度である趣旨を目的規定に盛り込む。

第2 開示・不開示の範囲等に関する改正

開示請求が行われた際に、不開示又は部分開示になる場合について、現行の情報公開制度を以下のとおり改正し、より充実した開示内容になるようとする。

1 個人に関する情報（行政機関情報公開法第5条第1号、独立行政法人等情報公開法第5条第1号関係）

公務員等の職務の遂行に係る情報について、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に加えて、当該公務員等の氏名を、また、行政運営上の懇談会等における発言者等の氏名等についても、各会議の性質等に応じ、公務員等の氏名に準じて、それぞれ原則として開示する。

なお、政府は、同規定をいわゆるプライバシー型に変更することの可否について、引き続き検討することとする。

2 法人等に関する情報（行政機関情報公開法第5条第2号、独立行政法人等情報公開法第5条第2号関係）

法人等が行政機関・独立行政法人等の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供した情報を不開示情報とする旨の規定を削除する。

3 国の安全、公共の安全等に関する情報（行政機関情報公開法第5条第3号・第4号関係）

公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ等がある情報の不開示要件について、適切な司法審査を可能とするため、例えば、それらの「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」とあるのを、それらの「おそれがある情報」と改める、あるいは「相当の理由」とあるのを、「十分な理由」に厳格化する、などの改正を行う。

4 審議・検討等に関する情報（行政機関情報公開法第5条第5号、独立行政法人等情報公開法第5条第3号関係）

国等における審議・検討等に関する情報で、公にすることにより、「不当に国

民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報」を不開示情報とする旨の文言を削除する。

5 部分開示（行政機関情報公開法第6条第1項、独立行政法人等情報公開法第6条第1項関係）

開示請求に係る文書に不開示情報が記録されているときは、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の情報が記録されている部分とを区分することが困難である場合を除き、当該不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき開示しなければならないものとする。

1 個人に関する情報（行政機関情報公開法第5条第1号、独立行政法人等情報公開法第5条第1号関係）

行政機関情報公開法（独立行政法人等情報公開法）第5条第1号では、公務員等に関する一定の情報につき、その「職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のみを開示対象としており、公務員等の氏名や、行政運営上の懇談会等における発言者等の氏名等は、法文上明確には開示対象とされていない。

そこで、標記のとおりの改正を行い、公務員等の氏名や、行政運営上の懇談会等における発言者等の氏名等についても、原則として公開されることを法定し、十分な情報開示がなされるようにする。

なお、情報開示をより充実させる観点からは、そもそも行政機関情報公開法（独立行政法人等情報公開法）第5条第1号が採用している、個人が識別される情報を不開示とする方法（個人識別型）を改め、いわゆるプライバシー型を採用するべきとの意見もある。

そこで、今回の改正に当たっては、標記のような改正を行うにとどめつつ、プライバシー型については、消費者委員会個人情報保護専門調査会等の政府機関において、改正後の法施行状況、及び関連する法令の改正等の状況を考慮のうえ、検討することとする。

2 法人等に関する情報（行政機関情報公開法第5条第2号、独立行政法人等情報公開法第5条第2号関係）

行政機関情報公開法（独立行政法人等情報公開法）第5条第2号では、行政機関や独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、当該条件を付することが合理的であると認められるもの（以下、「任意提供情報」という。）を不開示とすることとしている。

しかし、公にしないとの条件に合理性が認められる情報は、それを公にすることにより当該法人等の「正当な利益を害するおそれ」（同法第5条第2号イ）があるものとして、あるいは当該情報を収集した国の機関等の「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（行政機関情報公開法第5条第6号、独立行政法人等情報公開法第5条第4号）があるものとして、不開示情報に該当するものと解されている。

にもかかわらず、任意提供情報を不開示とする規定を存置することは、公にしないとの条件で任意に提供された情報が広く不開示とされるかのような誤解を招き、行政機関の長・独立行政法人等（以下、両者を合わせて「行政機関等」という。）による安易な不開示の判断を助長するおそれがある。

そこで、安易な不開示の判断を抑制し、行政機関等による情報開示を一層促進するため、任意提供情報を不開示とする規定を削除すべきである。

3 国の安全、公共の安全等に関する情報（行政機関情報公開法第5条第3号・第4号関係）

行政機関情報公開法第5条第3号及び第4号は、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ等があると「行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示とすることとしている。このため、これらの規定により不開示とされた決定を訴訟で争う場合、これら「おそれ」の有無を直接の審理対象とすることはできず、裁判所による事後審査が過度に抑制され、あるいは開示請求者側に過重な立証上の負担が課される場合がある。

そこで、司法による適切な事後審査を可能とするため、「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」とあるのを、例えば、それらの「おそれがある情報」と改める、あるいは「相当の理由」を厳格化し、「十分な理由」に改めるなどの改正を行う。

なお、当該改正は、抽象的かつ規範的要件である「国の安全が害されるおそれ」や「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」等の解釈適用において、これまで情報公開・個人情報保護審査会（以下、「審査会」という。）においても行われてきたように、行政機関の高度の政策的判断や専門的技術的判断を尊重した審査が、裁判所によってなされることを排除する趣旨ではないことを確認しておく。

4 審議・検討等に関する情報（行政機関情報公開法第5条第5号、独立行政法人等情報公開法第5条第3号関係）

行政機関情報公開法第5条第5号、及び独立行政法人等情報公開法第5条第3号は、国の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報のうち、

公にすることにより「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」のあるものを不開示とすることとしている。

しかし、当該規定は、表現として極めて曖昧な規定であり、行政機関等による恣意的な解釈を生じさせる余地があるとの指摘がなされている。

他方で、公にすることにより、国民の間に重大な混乱を生じさせるおそれがある情報は、国の機関等の事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関情報公開法第5条第6号、独立行政法人等情報公開法第5条第4号）にも該当することから、標記の改正を行っても、特段の支障は生じない。

そこで、標記のとおり改正を行うべきである。

5 部分開示（行政機関情報公開法第6条第1項、独立行政法人等情報公開法第6条第1項関係）

行政機関情報公開法（独立行政法人等情報公開法）第6条第1項は、開示請求に係る文書の一部に不開示情報が記録されている場合に、不開示情報が記録されている部分を「容易に区分して除くことができる」ときに限り、行政機関等に部分開示を義務付け、さらに、当該部分を除いた部分に「有意の情報」が記録されていないと認められるときは、部分開示の義務が生じないこととしている。

そして、当該規定の解釈として、記載された情報それ自体は不開示情報には当たらないことが明確であるにもかかわらず、それが「一体としての（より包括的な）情報の部分」を構成しており、当該一体としての情報には不開示情報が含まれていることを理由に、当該一体としての情報全体の開示義務を否定するという解釈論（いわゆる「情報単位論」（独立一体説））が主張されることがある。

しかし、国民の知る権利を保障する法の目的に従えば、不開示情報の範囲は可能な限り限定されるべきであり、情報単位論はこのような法目的に反するものである。

そこで、当該規定を標記のとおり改正することにより、行政文書・法人文書は最大限開示されるべきものであること、及び、いわゆる「情報単位論」（独立一体説）の採用される余地はないことを明確にするべきである。

第3 開示請求から実施までの手続に関する改正

迅速かつ安価な開示手続が実現できるようにするために、手続面での改正を行う。また、不開示や部分開示となった場合にも、その理由がより明確になるような改正等を行う。具体的には以下のとおり。

1 不開示決定の通知内容（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）

行政機関の長・独立行政法人等は、不開示決定をするときは、当該決定の根拠となる条項及び当該条項に該当すると判断した具体的理由を書面により示さなければならない。

2 内閣総理大臣による措置要求（行政機関情報公開法関係《新設》）

- (1) 行政機関の長は、開示決定等に対する不服申立てがあった場合において、情報公開・個人情報保護審査会に諮問した事案について、情報公開・個人情報保護審査会の答申後、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しない旨の裁決又は決定をしようとするときは、あらかじめ内閣総理大臣に協議して、その同意を得なければならない。
- (2) 内閣総理大臣は、特に必要があると認めるときは、当該行政機関の長に対し、行政機関情報公開法第7条に定める裁量的開示その他の必要な措置をとるよう求めることができる。

3 開示決定等の期限（行政機関情報公開法第10条第1項、独立行政法人等情報公開法第10条第1項関係）

開示決定等は、開示請求があった日から、行政機関の休日（行政機関の休日にに関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に定める日をいう。以下同じ。）を除き14日以内にしなければならない。

4 みなし規定（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）及び開示決定等の期限の特例（行政機関情報公開法第11条、独立行政法人等情報公開法第11条関係）

- (1) 開示請求者は、行政機関の長・独立行政法人等が法定の期間内に開示決定等をしないときは、行政機関の長・独立行政法人等が当該行政文書・法人文書について不開示決定をしたものとみなすことができる。
- (2) 開示決定等の期限の特例が適用された場合において、行政機関の長・独立行政法人等が、開示請求に係る行政文書・法人文書のうち相当の部分につき開示決定等をした日から一定の期限を経過したときも、(1)と同様とする。

5 手数料（行政機関情報公開法第16条、独立行政法人等情報公開法第17条関係）

- (1) 開示請求に係る手数料を原則として廃止するとともに、開示の実施に係る手数料を引き下げる。
- (2) (1)の開示請求手数料及び開示実施手数料の廃止・引下げを実施すること

に伴い、適正な開示請求及び開示情報の適正利用の観点を明記する。

1 不開示決定の通知内容（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）

不開示決定の理由の提示が求められる理由は、不開示理由の有無について行政機関等の慎重さと公正妥当性を担保して、その恣意を抑制するとともに、不開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えることにあるとされる。さらに、決定の理由が公にされることは、行政の透明性を向上させる行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法の目的にも資するものである。

しかし、法の実際の運用においては、単に行政機関情報公開法（独立行政法人等情報公開法）第5条各号の条文を引用し「…のおそれがある情報が記録されて（含まれて）いるため」などと記載される例や、文書不存在の理由として、単に不存在の旨が記載され、物理的に存在しないのか、「行政文書」や「法人文書」の定義に該当しない等の、法の解釈適用上の不存在であるのかが判然としない例が見受けられ、必ずしも上記の趣旨を踏まえた運用が遵守されていない。

そこで、標記のとおり改正を行うことにより、上記の趣旨を踏まえた、適切な運用が行われるようにする。

2 内閣総理大臣による措置要求（行政機関情報公開法関係《新設》）

行政機関情報公開法第7条に定める公益上の理由による裁量的開示がほとんど機能していない一方で、政府全体の判断として、従前は不開示であった情報を国民に開示することが期待される局面は増えている。

そこで、内閣府の行政組織法的位置付けを踏まえ、内閣府の長たる内閣総理大臣が、不開示決定に対する同意権を背景に、行政機関の長に対して行政機関情報公開法第7条に定める公益上の理由による裁量的開示その他の必要な措置をとるように求めることができることとする。

なお、内閣総理大臣との協議・同意は、制度の安定的運用を確保する観点から、開示決定等に対する不服申立てを受けた行政機関の長が、審査会の答申後、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しない旨の裁決又は決定をしようとするときに必要とすることとする。

3 開示決定等の期限（行政機関情報公開法第10条第1項、独立行政法人等情報公開法第10条第1項関係）

現行法上、開示決定等は、開示請求があつた日から30日以内にしなければなら

ないものとされているが、より迅速な開示決定を行わせるため、標記のとおり、行政機関の休日を除き14日以内にしなければならないものと改正する。

4 みなし規定（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）及び開示決定等の期限の特例（行政機関情報公開法第11条、独立行政法人等情報公開法第11条関係）

行政機関情報公開法（独立行政法人等情報公開法）第10条第1項及び同第2項の定める開示決定期限及び同法第11条第2号に定める期限が遵守されない場合に、開示請求者において不開示決定があつたものとみなして、不服申立てや訴訟提起により、開示義務の有無を明らかにする手段を確保するため、上記4（1）に記載する内容の条項を新設する。この場合、開示請求者がみなし不開示を選択した時点が起算点となって、不服申立期間や出訴期間が進行することとなる。

また、開示期限の特例規定には明確な期限が設けられていないことから、当該特例規定が適用される場合にも、手続の迅速性を確保する何らかの手立てが必要である。もっとも、開示請求者が、長期間を要してでも、行政機関等側においてすべての文書について適正に開示不開示の判断をして欲しいと望む場合もあると考えられ、特例延長の最終期限を一律に法定化することは適当ではない。そこで、上記4（2）のとおり、開示決定等の期限の特例が適用されたときは、行政機関等が、開示請求に係る文書のうち相当の部分につき開示決定等をした日から一定の期限を経過したときは、開示請求者において不開示決定があつたものとみなすことができるとしてする。この場合、行政機関等から開示請求者に対して事務進捗状況が通知され、開示請求者によるみなし不開示の適用を判断する材料が提供される。当該一定の期限は、手續の迅速化を図る本改正の趣旨、及び近年における行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法の運用実態を踏まえて定めることとする。

なお、現行法の運用上、当該特例規定の適用要件である「開示請求に係る行政文書が著しく大量」か否かにつき、解釈上、「一件の開示請求に係る行政文書の物理的な量とその審査等に要する業務量だけによるわけでなく、行政機関の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日等の状況をも考慮した上で判断される」とされており、行政機関等においては、大量開示請求に対応する体制の整備をすることなく、事務体制や繁忙等をも理由として当該特例規定を適用することまで正当化されている。そこで、当該特例規定の解釈上、「開示請求に係る行政文書が著しく大量」かどうかは、「一件の開示請求に係る行政文書の物理的な量とその審査等に要する業務量だけによる」ものとして、限定する。

5 手数料（行政機関情報公開法第16条、独立行政法人等情報公開法第17条関係）

開示請求に係る経済的負担を軽減し、開示請求権の行使をより容易にするため、

開示請求に係る手数料を原則として廃止し、開示の実施に係る手数料を引き下げる。実施手数料の引下げは、「実費の範囲内」とされる行政機関情報公開法第16条第2項及び独立行政法人等情報公開法第17条第2項の趣旨（法制定時の衆議院内閣委員会と参議院総務委員会の附帯決議参照）を踏まえて、再検討を行うべきである。特に、この場合には、市中のコピー料金の低額化や行政文書の電子化に即応する必要がある。後者は、電子情報の閲覧謄写にあたり、画像の1頁ごとのコスト計算をしないということを含む。また、開示の実施に係る手数料について、現行の経済的困難による減免の他に、学術的利用、報道機関の代表による利用、非商業目的の調査研究、及びこれらに準ずる場合にもその適用を拡大する。

他方で、近年増加している商業的開示請求に対応する観点や、開示請求に対応する業務・コストが全国民の負担に帰結するものであることから、行政機関等における無駄な業務・コストを防止する観点も重要である。

そこで、開示請求手数料の廃止に対する例外として、商業的開示請求に対しては、探索・審査等のコストを含めた開示請求に係る手数料を徴収することとする。

また、開示実施手数料の徴収に関して、開示決定された開示請求者が一定の期間までに開示の実施方法等を申し出る書面を提出しない場合に、開示に係る実施手数料を徴収するとともに、大量請求として特例延長規定を適用する場合に、一定の実施手数料を予納することとする。第6による情報提供の拡充もまた、業務・コストの削減に資するものである。

なお、開示請求手数料及び開示実施手数料の廃止・引下げを実施することに伴い適正な開示請求及び開示情報の適正利用の観点を法に明記し、手数料の廃止・引下げを実施した結果、濫用的な開示請求が生じるときには、行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法を所管する府省において、他の省庁と協議し、ガイドラインを作成し、適正な運用を進めることにより対処することとする。

第4 審査会への諮問等に関する改正（行政機関情報公開法第18条、独立行政法人等情報公開法第18条関係）

開示決定等について不服申立てがあつた日から、情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問がなされるまでの一定の期限を設け、当該期限を超過した事案については、諮問までに要した期間、その理由等について公表する等の措置を定める。

なお、政府は、情報公開・個人情報保護審査会を裁決機関とするとの可否につき、行政不服審査制度・行政事件訴訟制度を含む行政救済システムの全体像の見直しと同時に、引き続き検討する。

開示請求者の不服申立てを受けても行政機関等が諮問を遅らせるという事例が

多く存在することから、不服申立てがなされてから、審査会への諮問がなされるまでの期限を定め、当該期限を超過した事案については、諮問までに要した期間、その理由等について公表する等の措置を定める。当該期限等を定めるに当たっては、行政機関等における処理の実態等を踏まえつつ、不服申立ての迅速処理に関する拘束性を高めるため、「不服申立て事案の事務処理の迅速化について」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）の内容を踏まえることとする。

審査会を裁決機関とするか否かは、将来的に行政救済システムのあり方全般を考えるうえで引き続き検討すべき課題である。すなわち、審査会の裁決機関化に向けた検討を、行政不服審査制度・行政事件訴訟制度の本格的改正論と軌を一にするかたちで、政府として開始すべきである。検討にあたっては、審査会の審議をより有効なものとするため、審査会に文書不存在等を調査する実施調査権を付与する規定を設けること、審議の結果を活かす観点から、審査会に建議の権限を付与すること、さらに、審査会の答申が十分に尊重されるよう、答申の尊重義務を明文化し、審査会の判断に従わない場合には、十分な理由を付して、その旨を公表することの検討も含まれる。

なお、審査会の運用にあたっては、不服申立人の権利利益を十分に保護するため、不服申立人等から申立てがあったときは、口頭で意見を述べる機会を十分に与えることとする。

第5 情報公開訴訟に関する改正

訴訟による事後救済を確実に行うため、いわゆる「ウォーン・インデックス」の作成・提出に関する手続（下記2）を創設するとともに、いわゆる「インカーメラ審理」（下記3）を導入する。制度の詳細については、法案立案過程において調整することとする。また、原告の訴訟にかかる負担に配慮し、各地の地方裁判所でも訴訟ができるようにする。具体的には以下のとおり。

1 訴訟の管轄（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）

開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決・決定に係る抗告訴訟（以下「情報公開訴訟」という。）は、行政事件訴訟法第12条に定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所にも提起することができる。訴訟の移送の特例規定（行政機関情報公開法第21条、独立行政法人等情報公開法第21条）は、この場合にも適用される。

2 不開示決定に係る行政文書の標目等を記載した書面の提出（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）

情報公開訴訟においては、裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため必要があると認めるときは、行政機関の長・独立行政法人等に対し、当該開示決定等に係る行政文書・法人文書の標目、その開示しない部分についてこれを特定するに足りる事項、その内容の要旨及びこれを開示しない理由その他必要な事項を、その裁判所の定める方式により分類又は整理して記載した書面の作成・提出を求めることができる。

3 審理の特例（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）

- (1) 情報公開訴訟においては、申立てがあった場合には、裁判所は、裁判官の全員一致により、審理の状況及び当事者の訴訟遂行の状況その他の事情を考慮して、不開示事由の有無等につき、当該行政文書・法人文書の提出を受けなければ公正な判断をすることができないと認めるときは、当事者（当該行政文書・法人文書を保有する行政機関の長・独立行政法人等を除く。）の同意を得た上で、決定により、当該行政文書・法人文書を保有する行政機関の長・独立行政法人等に対し、当該行政文書・法人文書の提出を命ずることができる。この場合においては、何人も、裁判所に対し、提出された行政文書・法人文書の開示を求めることができない。
- (2) 裁判所は、(1)の決定をするに当たっては、あらかじめ、当事者の意見を聴かなければならない。
- (3) 裁判所は、(1)の決定をしたときは、行政機関の長・独立行政法人等に対し、2の書面の作成・提出を求めなければならない。ただし、当該書面が既に提出されている場合は、この限りではない。
- (4) (1)の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

1 訴訟の管轄（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）

行政事件訴訟法第12条第4項は、「原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所」にも訴訟を提起できるものとしている。しかし、たとえば沖縄県在住者の場合など、当該条項による訴訟管轄の特例を適用してもなお、土地管轄に起因する、訴訟提起に関して国民に課される負担は依然として無視できないものとなっている。そこで、標記のとおり行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法を改正し、情報公開訴訟は、行政事件訴訟法第12条に定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所にも提起することができることとする。

なお、訴訟経済上の観点から、この場合においても訴訟の移送の特例の規定を適用することができるとしている。

2 不開示決定に係る行政文書の標目等を記載した書面の提出（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）

訴訟遂行上の便宜、及び後述のインカメラ審理を行う場合の訴訟当事者の手続保障の観点から、開示決定等に係る行政文書・法人文書の標目、その開示しない部分についてこれを特定するに足りる事項、その内容の要旨及びこれを開示しない理由その他必要な事項を、その裁判所の定める方式により分類又は整理して記載した書面（いわゆるヴォーン・インデックス）の作成・提出を求める制度を情報公開訴訟手続に導入する。

ヴォーン・インデックスは、裁判所が、訴訟関係を明瞭にするため必要があると認めるときは、裁判所の選択により作成・提出を求めることができるほか、後述のインカメラ審理を行う場合には、裁判所は、その作成・提出を求めなければならない。なお、制度の詳細については、法案立案過程において調整することとする。

3 審理の特例（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）

訴訟の対象となる文書につき、不開示情報の記録の有無や、開示不開示の判断の適法性、部分開示の適法性、存否応答拒否の適法性、行政文書ないし法人文書該当性の有無等が争点となる場合、裁判所が、実際の文書を見分して審理を行うことは、公正な裁判を行う上で極めて重要である。

そこで、裁判所が、当該行政文書・法人文書を保有する行政機関等に対し、当該行政文書・法人文書の提出を命じ、裁判所のみがこれを見分できる手続である、いわゆるインカメラ審理の手続を、情報公開訴訟に導入する。

なお、インカメラ審理手続の詳細は、憲法82条との関係や、訴訟で用いられる証拠は当事者の吟味、弾劾の機会を経たものに限られるという民事訴訟の基本原則との関係を踏まえた、専門的かつ慎重な検討を要することから、法案立案過程において調整することとする。当該手続の導入に当たっては、検証等の証拠調べ手続として定めることが想定されるが、証明処分としての検証や、事実行為としてなされる手続も検討対象となりうる。

第6 情報の提供に関する改正（行政機関情報公開法第25条、独立行政法人等情報公開法第22条関係）

開示請求者の利便性の向上及び行政コスト削減の観点から、以下のとおり行政機関の長・独立行政法人等による情報提供制度を改正する。

（1）行政機関情報公開法において、行政組織・制度等に関する基礎的情報、行政

活動の現状等に関する情報等を、情報提供の対象とする。

- (2) 複数回開示請求がなされ、これに対する開示決定がなされたものは、情報提供の対象とする。
- (3) 開示請求に対する「開示の実施」の方法の一つとして、ホームページ上の該当情報の教示などの簡易な方法を、請求者が選択できることとする。

開示請求による場合に比して、国民がより簡易に行政機関等の保有する情報に接触できる方法である情報提供制度を改正し、行政組織・制度等に関する基礎的情報、行政活動の現状等に関する情報等、及び複数回開示請求がなされ、これに対する開示決定がなされた文書を情報提供の対象とする。行政組織・制度等に関する基礎的情報、行政活動の現状等に関する情報等については、その項目を法定し、内容の詳細は、適時的な改善を可能とするべく、政令事項とする。

また、開示請求者の利便性の向上及び行政コスト削減の観点から、開示請求に対する「開示の実施」の方法の一つとして、ホームページ上の該当情報の教示などの簡易な方法を、請求者が選択できることとする。

第7 適用対象の範囲等に関する改正

現行の情報公開制度の対象を、国民の知る権利を保障する観点から、以下のとおり拡充する。

1 国会関係

衆参両院の事務局・法制局、国会図書館等の保有する立法行政事務に係る文書の公開の在り方について、行政機関情報公開法と同等の開示制度導入の検討を促す。

2 裁判所関係

最高裁判所事務総局等の保有する司法行政事務に係る文書の公開の在り方について、行政機関情報公開法と同等の開示制度導入の検討を促す。

3 政府周辺法人関係（独立行政法人等情報公開法第2条第1項・第22条関係）

国からの出資、国から交付される補助金等が年間収入に占める割合、業務内容の公共性等の視点から、「独立行政法人等」に含まれる対象法人の拡大を検討する。

また、情報の提供に関する施策（行政機関情報公開法第25条、独立行政法人

等情報公開法第22条)をより充実させ、法人の保有する情報等を記録した文書、図画又は電磁的記録を取得し、適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供する。

1 国会関係

国民の知る権利を具体化する情報開示請求権は、行政機関との関係のみではなく、国会との関係でも十分に保障されることが望まれる。そこで、衆参両院の事務局・法制局、国会図書館等の保有する立法行政事務に係る文書の公開の在り方について、行政機関情報公開法と同等の開示制度導入の検討を促すこととする。

2 裁判所関係

国民の知る権利を具体化する情報開示請求権は、行政機関との関係のみではなく、裁判所との関係でも十分に保障されることが望まれる。そこで、最高裁判所事務総局等の保有する司法行政事務に係る文書の公開の在り方について、行政機関情報公開法と同等の開示制度導入の検討を促すこととする。

3 政府周辺法人関係（独立行政法人等情報公開法第2条第1項・第22条関係）

独立行政法人等情報公開法の対象となる「独立行政法人等」については、全ての独立行政法人に加え、同法別表において、特殊法人、認可法人等、独立行政法人と同等にその諸活動を 국민に説明する責任を負担することがふさわしい法人を対象に定めている。これを踏まえ、法人の設立法において、その理事長等を大臣等が任命することとされているもの、又は法人に対し政府が出資や資産拠出をできることとされているものの他、当該法人に対する委託業務や権限の内容等から独立行政法人等と同等にその諸活動を国民に説明する責任を負担することがふさわしい政府周辺法人（民営化された法人を含む）を含むように検討する。

独立行政法人等情報公開法第22条第1項による情報提供施策をさらに充実させて、当該独立行政法人等の出資又は拠出に係る法人その他の政令で定める法人（独立行政法人等情報公開法第22条第1項第3号）その他上記の政府周辺法人についても、同種の情報をインターネットの利用等同種の方法により行うものとする。

特に、政府周辺法人については、法人の類型・属性が多種・多様であることを踏まえ、きめ細やかな情報提供・情報公表制度を拡充すべきであり、行政機関情報公開法の中に、政府周辺法人を所管する行政機関の長による情報公開制度を具体的に位置付け、政令レベルで官庁側の情報提供項目を具体的に定める。

また、現在、省庁側バランスシートが作成・公表されているが、それでは十分に

説明されていない特別会計・政府周辺法人への資金の流れ等についても、国民にとって分かり易い処理をしたうえで、情報公開制度に位置付けた情報提供をすべきであるし、さらに、政策評価（「事業仕分け」等を含む）の実施・結果・フォローアップについても、情報公開法制に乗せるかたちで公表すべきである。

第8 行政機関情報公開法等の所管に関する改正（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法、内閣府設置法、総務省設置法関係）

行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法の所管を総務省から内閣府に移管する。

内閣府の行政組織法的位置付けを踏まえ、行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法と密接に関連する公文書管理法とのより調和的な所管を行う観点より、また、内閣総理大臣による措置要求制度の導入を踏まえ、標記のとおり、行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法の所管を総務省から内閣府に移管する。

第9 情報公開条例の扱い（行政機関情報公開法《新設》）

第5の2及び3は、情報公開条例（地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該地方公共団体の条例をいう。）の規定による、開示決定等に相当する処分又はこれに係る不服申立てにおける裁決・決定に対する抗告訴訟においても利用できるよう検討する。

ヴォーン・インデックス、及びインカーメラ審理手続の必要性は、情報公開条例の規定による開示決定等に相当する処分又はこれに係る不服申立てにおける裁決・決定に対する抗告訴訟においても、同様に認められる。他方で、地方分権化の視点からは、地方公共団体の実情に配慮した制度の設計を行うことが重要である。そこで、ヴォーン・インデックス、及びインカーメラ審理手続を情報公開条例に係る抗告訴訟に導入することを、慎重に検討する。

以上

行政透明化検討チーム 名簿

座長	内閣府特命担当大臣（行政刷新）	蓮舫
座長代理	弁護士	三宅 弘
事務局長	内閣府大臣政務官	泉 健太
	内閣総理大臣補佐官	逢坂 誠二
	総務大臣政務官	階 猛
	立教大学教授	渋谷 秀樹
	桜美林大学講師	中島 昭夫
	慶應義塾大学教授	橋本 博之
	筑波大学大学院教授	藤原 静雄
	日本大学教授	松村 雅生
	情報公開クリアリングハウス理事	三木 由希子